

1 省エネ法の改正等について
2) 3年目施行の全体像(概要)

省エネ基準適合性評価ルートの合理化

改正基準省令第1条、
R6.7.4助言第8

Point

- 非住宅、住宅の各省エネ計算法の利用にあたっては、(国研)建築研究所と(一社)住宅性能表示・評価協会のホームページでプログラムや専用の入力シートなどをご確認ください。
- 非住宅では**小規模版モデル建物法を廃止**して、省エネ適判に対応した**モデル建物法(小規模版)に改編**し、住宅では**簡易計算、モデル住宅法**及び共同住宅で利用できる**フロア入力法**を、2025年からの省エネ基準適合義務化に伴い**廃止**します。

説明省略
します

	大規模 (2000㎡以上)	中規模 (300㎡以上2000㎡未満)	小規模 (300㎡未満)	計算支援ツールへは 検索①、検索②よりアクセス	検索① 建築研究所 技術情報	検索② 住宅性能評価表示協会
非住宅	標準入力法: 詳細な計算方法			検索①		
	モデル建物法: 広く活用されている簡易モデルによる計算法			検索①		
			モデル建物法(小規模版) : 小規模非住宅用の簡易な計算法	検索① ← 廃止・改編		
住宅	標準計算: 詳細な計算方法			検索① 検索②		
			簡易計算 : 外皮性能計算において外皮面積 等を用いない簡易な計算法	検索① 検索②		
			モデル住宅法 : 戸建住宅用の新たに開発された 手計算可能な簡易な計算法	検索①		
			フロア入力法 : 共同住宅用の新たに開発された簡易モデルによる計算法	検索①		
	仕様基準					

~~小規模版モデル建物法~~
: 小規模非住宅用の簡易な計算法
※説明義務制度のみに対応して
おり、省エネ適判には利用不可

2025年4月
廃止予定

気候風土適応住宅について

改正基準省令第1条、
R6.7.4助言第7

説明省略
します

- **気候風土適応住宅**については、これまで「当面の間」**外皮基準の適用**を除外としていたところ、基準省令を改正(2024年6月28日公布)し、「恒久的に」**適用を除外**。
- 令和元年国土交通省告示第786号を改正(2024年6月28日公布)し、**気候風土適応住宅の要件**として、「茅葺屋根」、「面戸板現し」、「せがい造り」を**追加**。
- 省エネ適判及び確認申請時に活用可能な気候風土適応住宅チェックリストのほか、「気候風土適応住宅の解説」(運用ガイドライン)についても、改訂版を公開。

○外皮性能の見直し

見直し		気候風土適応住宅	(参考) 通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外 IIIA	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー 基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 (既定値) + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

○気候風土適応住宅の要件の見直し

追加項目

現行項目

参照: 「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

共同住宅の評価について

Point

- ▶ 共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量性能の評価にあたり、**ひとつの住棟で複数の評価方法** (仕様基準、仕様・計算併用法、標準計算)を用いることができる。
- ▶ 共同住宅を**複数戸増改築する場合**においては、**新築同様に住戸ごとに評価方法を使い分けてもよい**。ただし、外皮性能の評価については仕様基準のみ(外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量性能を標準計算とする仕様・計算併用法はOK)。
- ▶ 共同住宅の**共用部のみ増改築する場合**については、新築同様に**一次エネルギー消費量の評価は任意**とする。

説明省略
します

● 住宅の評価方法概要

省エネ基準	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算
外皮性能	断熱材等の仕様で評価(簡易的に評価可能)	外皮性能・一次エネルギー消費量性能のどちらか一方を仕様基準で評価し、もう一方を標準計算で評価。	外皮平均熱貫流率及び冷房期の日射熱取得率で評価(各部位の詳細な計算が必要)
一次エネルギー消費量性能	設備機器の仕様のみで評価(Webプログラムを用いない)		年間の一次エネルギー消費量を算出して評価(Webプログラムを用いる)

● 共同住宅の省エネ評価

外皮性能 : 単位住戸ごとに省エネ基準に適合すること
 一次エネルギー消費量性能 : 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計が省エネ基準に適合すること
 (共用部の評価は任意)

仕様基準	仕様基準	仕様基準
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	標準計算
標準計算	標準計算	仕様・計算併用法

〈共同住宅の評価方法(断面イメージ)〉

登録省工ネ適判機関の業務範囲・ 適合性適判員の要件の見直し

審査体制の整備等について

Point

- 省エネ基準適合の全面義務化に伴う**省エネ適判の事務が円滑に運用**されるよう、**実施体制の整備等に努めていただくようお願いいたします。**
 - また、登録省エネ判定機関の**適合性判定員の数に係る登録基準**が見直され、**床面積の合計が300㎡未満の建築物の区分が追加**されます。
 - **省エネ適判の業務範囲**(例:建築物の用途や規模等※)は**判定業務規程に定める**こととされており、当該業務規程を定める又は変更する場合は、**業務開始前に、国土交通大臣に届け出る必要**があります。
- ※ なお、業務範囲を建築物の特定の用途や規模等に限定する場合は、機関の登録又は登録の更新に当たり、その旨を記載した書類の提出が必要となる
- 省エネ基準適合の全面義務化に伴う申請・審査負担の軽減のため、**省エネ適判手続きにおける電子申請の導入**を積極的に検討いただくようお願いいたします。
 - **完了検査**については、**リモート検査**(検査者が完了検査を遠隔で実施すること)**の導入**も積極的に検討いただくようお願いいたします。

説明省略
します

審査体制の整備について

- 施行日以後に省エネ適判を受けようとする者等からの事前相談への対応や、審査体制の整備に当たっては、可能な限り、
 - ・適合性判定員の確保
 - ・適合性判定補助員の確保
 - ・社内研修等を通じた技術力向上
 に努めていただくようお願いいたします。

業務の範囲について

- **省エネ適判の業務範囲は判定業務規程に定める**こととされており、当該業務規程を定める又は変更する場合は、**業務開始前に、国土交通大臣に届け出る必要**があります。
- **業務範囲を住宅用途に限定**して省エネ適判の業務を行う場合であっても、**共用部を含めた住宅用途の省エネ適判業務を行うことが可能**です※。

※ ただし、住宅の共用部の一次エネ消費量の算出について知識を有する者がいることが好ましい

省エネ適判員の要件の見直しについて①

Point

- 建築物省エネ法施行規則の改正により、**省エネ適判員の要件を、適判対象となる建築物の範囲に応じ、以下表のとおり見直し**ています。表のいずれの場合も、省エネ適判員として判定業務を開始するには、現状同様、**省エネ適判機関による選任が必要**です。
- 当該改正に伴い、講習実施機関である（一財）住宅・建築SDGs推進センターが実施する**省エネ適判員講習**については、R5年度までは1種類※（以下表の講習A相当）でしたが、建築物の範囲に応じて、**講習A～Cの3種類**に変更しています。

※R5年度実施分講習までは非住宅のみの内容であったが、R6年度実施分からは住宅を含む内容に拡充

1 省エネ法の改正等について
2)3年目施行の全体像(概要)

省エネ適判可能な建築物の範囲	省エネ適判員講習の受講	
	必要	不要
次頁 <input type="checkbox"/> + 次頁 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●一級建築基準適判資格者検定(主事試験)に合格し2年以上の実務経験のある者 ●一級建築士 ※「一級」性能評価員が含まれる ●建築設備士 ●同等以上の知識・経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通大臣が定める者
次頁 <input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●「一級」性能評価員
次頁 <input type="checkbox"/> + 次頁 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●二級建築基準適判資格者検定(副主事試験)に合格し2年以上の実務経験のある者 ●二級建築士 ※「二級」性能評価員が含まれる ●同等以上の知識・経験を有する者 	
次頁 <input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●「二級」性能評価員
次頁 <input type="checkbox"/> + 次頁 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●木造建築士 ※「木造」性能評価員が含まれる ●同等以上の知識・経験を有する者 	
次頁 <input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●「木造」性能評価員

省エネ適判員の要件の見直しについて②

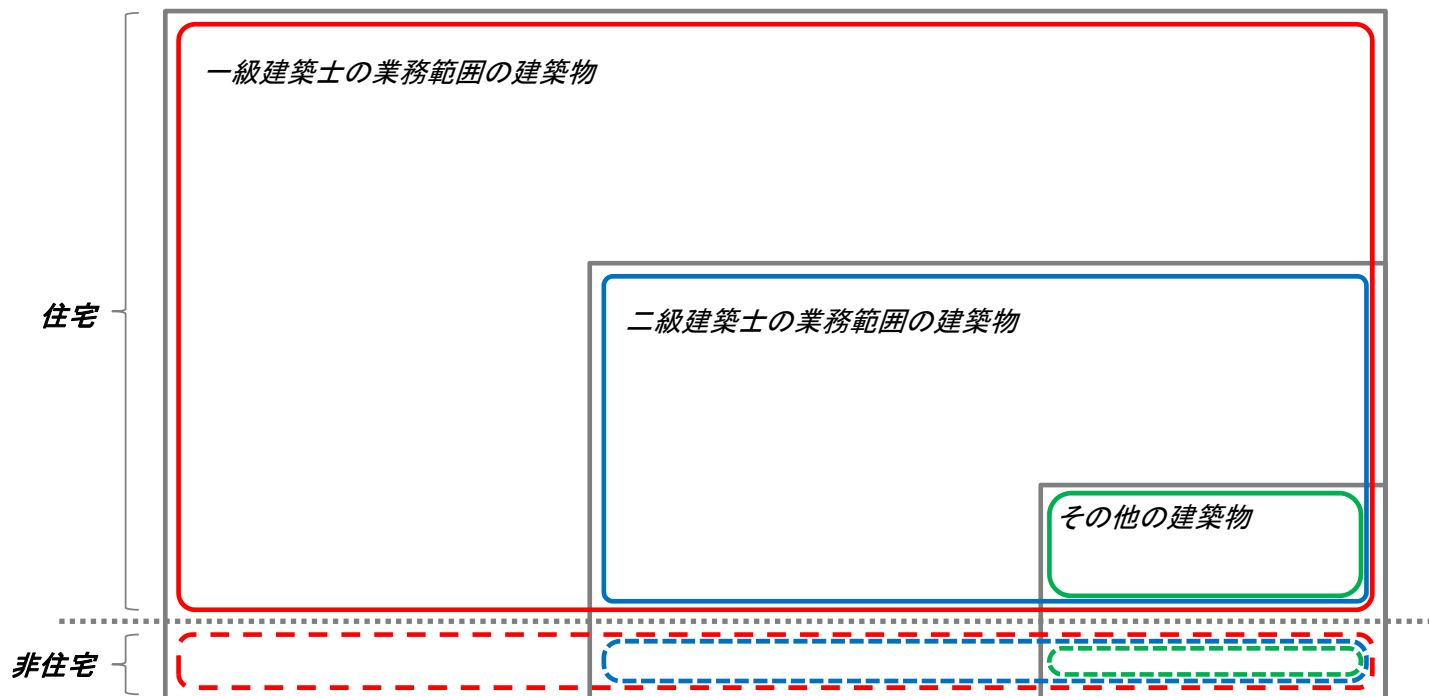
Point

1 省エネ法の改正等について
2) 3年目施行の全体像(概要)

- 建築物省エネ法施行規則の改正により、**省エネ適判員の要件を、適判対象となる建築物の範囲に応じ、以下表のとおり見直し**ています。表のいずれの場合も、省エネ適判員として判定業務を開始するには、現状同様、**省エネ適判機関による選任が必要**です。
- 当該改正に伴い、講習実施機関である（一財）住宅・建築SDGs推進センターが実施する**省エネ適判員講習**については、R5年度までは1種類※（以下表の講習A相当）でしたが、建築物の範囲に応じて、**講習A～Cの3種類**に変更しています。

※R5年度実施分講習までは非住宅のみの内容であったが、R6年度実施分からは住宅を含む内容に拡充

<建築物の範囲のイメージ>



3) 脱炭素社会の実現に向けた 県有建築物ZEB化設計指針、 同 活用マニュアル [静岡県]

3) ZEB化設計指針、ZEB化活用マニュアル(静岡県)

(1)「脱炭素社会の実現へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課・設備課

(2023年3月発行)(以下、「ZEB化設計指針」という。)

(2)「脱炭素社会の実現へ向けた県有建築物ZEB化設計指針 活用マニュアル」

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課・設備課

(以下、「ZEB化活用マニュアル」という。)

を引用しております。

このQRコードを読み込めば、
県のホームページ内の掲載場所が開きます。➤



「ZEB化設計指針」 1 指針策定の背景

■2050年までに脱炭素社会の実現を目指す

- 静岡県は、2021年2月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、2022年3月には、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を取りまとめております。

■2030年度の目標を設定

- 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量について、国の目標である2013年度比46%を上回る**46.6%の削減**を掲げ、さらなる高みを目指すこととしています。
- 県有建築物の省エネルギー化の取組を含む県庁の事務事業について、2030年度の温室効果ガス排出量**2013年度比55%削減**を目標としています。

「ZEB化設計指針」4 県有建築物の省エネルギー化に係る数値目標

県有建築物の省エネルギー化に係る数値目標

- 原則として、全ての県有建築物を対象。(但し、県営住宅等の住宅建築や適用除外となる建築物等は除く。)
- 新築^{※1}する県有建築物は、原則としてZEB Ready^{※2}以上(BEI \leq 0.5)を達成する、こととしています。
- 本指針に基づく、県有建築物をZEB化するために採用すべき手法(以下「ZEB化手法」という。)を全て採用してもなおBEI $>$ 0.5となる場合は、ZEB基準^{※3}(BEI \leq 0.6又は0.7)を達成する。

※1 建替を含みます。
※2 指標はBEIを採用し、標準入力法による計算を前提とします。目標は省エネルギー対策のみで達成を目指す数値とします。
※3 ZEB基準

- 事務所、学校、工場等 : BEI \leq 0.6
- 上記以外 : BEI \leq 0.7

「ZEB化設計指針」5 ZEB化手法

ZEB化手法

5 ZEB化手法

ZEB化手法[※]は、設計時の省エネルギー計算で評価できる手法と、省エネルギー計算では評価できないが運用時に省エネルギー効果がある手法（以下「運用時省エネ手法」という。）を併せて整理しました。

- ・ 県有建築物の新築時の設計においては、表 5-1 に示すZEB化手法について、**原則、全て採用することとします。**（既存建築物を改修する場合においても参考になります。）
- ・ 各手法の詳細は、「脱炭素社会の実現に向けた県有建築物ZEB化設計指針活用マニュアル」（以下「活用マニュアル」という。）を参照してください。

表 5-1 ZEB化手法一覧

赤字：運用時省エネ手法（未評価技術）

区分	ZEB化手法	内容 (一部のみ例示)
建築計画の検討 (省エネ+快適)	1 室内環境の目標	温熱、空気質
	2 気象条件の把握と活用	計画地の気象条件の調査・把握
	3 建築計画の工夫	東西に長い建物形状（南北に長い場合は東西日射を避け）
	4 自然換気	中間期の卓越風を活かした風力換気
	5 自然採光	窓配置による自然採光（北面採光等）
空調機容量の ダウン サイジング	6 空調負荷計算	各負荷を適正に算出し、空調機容量を最適化
	7 高断熱化	屋根断熱（熱貫流率：0.5W/m ² ・K以下）等
	8 日射制御	東西南面：Low-E複層ガラス（日射取得率：0.4以下）+ブラインド等
	9 設計条件の最適化	照明負荷、機器発熱負荷、外気負荷、その他負荷条件等の最適化
	10 全熱交換器付換気扇	空調対象室には全熱交換器付換気扇
設備の 高効率化 と制御	11 中央熱源方式 熱源の高効率化	高効率な機種等
	12 中央熱源方式 空調機の高効率化	出力0.75kw以上の場合は高効率電動機等
	13 個別熱源方式 熱源・空調機の高効率化	ビルマルは効率の高い冷暖切替機種（冷暖同時供給無）等
	14 換気システムの高効率化	出力0.75kw以上の場合は高効率電動機等
	15 CO2濃度による外気量制御	全熱交換器付換気扇はCO2センサー付き
	16 照度条件の最適化	照度 居室：500lx程度、廊下：100lx（全LED照明）
	17 照明システムの制御	在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等
	18 照明ゾーニングの工夫	必要箇所のみ点灯できる照明計画
	19 給湯システムの高効率化	給湯量大かつ日変動湯量小の場合は、ヒートポンプ給湯機
	20 昇降機の高効率化	VVVF制御方式・ギアレス巻上機
省エネ運用	21 運用時省エネ手法（未評価技術）	当該手法の中から1つ以上（上記15、18の手法除く。）を採用
再エネ	22 太陽光発電設備	より多くの太陽光発電設備を計画
エネルギー 管理	23 計量の細分化と自動計量の導入	省エネ計算の設備区分でエネルギー使用量を計測・収集
	24 設計意図伝達	エネルギー管理に関する管理目標等を定めたマニュアルを作成

※ 県有建築物の立地環境、規模・用途、LCC等を考慮して整理した手法です。これ以外の省エネ又は再エネに有効な手法等の導入を否定するものではありません。

「ZEB化活用マニュアル」について

- 1章 活用マニュアルの概要

⇒ 県有建築物の新築を対象とし、

「脱炭素社会の実現へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」
で整理した ZEB化のための手法について、

設計時のポイントや配慮事項等を示す ことにより、

効率的に ZEB Ready以上 (BEI \leq 0.5) を達成 することを
目的とされております。

「ZEB化活用マニュアル」 2章 3 ZEB化手法一覧

ZEBのデザインフロー図 2.2-1 に対応したZEB化手法等の一覧を表 2.3-1 に示す。ZEB化手法ごとに、「原則として導入」又は「施設特性に応じて導入」するものの区分と、ZEB化の目的区分を合わせて整理している。

<目的区分>

- ・ 負荷低減：設備機器の容量を小さくする
- ・ 高効率化：設備機器の省エネ性能を上げる
- ・ 制御・他：設備機器の稼働時間を短くする、その他の省エネ、再エネ等

また、導入したZEB化手法が具体的にどこに反映されるかについて、アウトプット先を参考に示す。

各手法については3章で解説する。特に、「原則として導入する手法」に **must**、「運用時省エネ手法（未評価技術）」に **未評価** のマークを付けて整理した。

- 1 省エネ法の改正等について
3) ZEB化設計指針等(静岡県)について

「ZEB化活用マニュアル」 2章 3 ZEB化手法一覧 (1/2)

表 2.3-1 ZEB化手法一覧

●：原則として導入、○：施設特性等に応じて導入

赤字：運用時省エネ手法（未評価技術）

区分	ZEB化手法	内 容	目的区分			→ アウトプット	
			負 荷 低 減	高 効 率 化	制 御 ・ 他	空 調 負 荷 計 算	省 エ ネ 計 算 (標 準 入 力)
建築計画 の検討 (省エネ +快適)	1 室内環境の目標	温熱、空気質	/	/	/	/	/
	2 気象条件の把握と活用	計画地の気象条件の調査・把握	/	/	/	/	/
	3 建築計画の工夫	東西に長い建物形状（南北に長い場合は東西日射を避け） コアや非空調室を東西南面に配置	○			構造体・ガラス C1 共通条件 構造体・ガラス C1 共通条件	
	4 自然換気	中間期の卓越風を活かした風力換気 自然換気システム(煙突効果、自動開閉窓、換気有効ランプ等)	●			-	-
	5 自然採光	窓配置による自然採光（北面採光等） 自然採光システム(ライトシェルフ等と照明制御の併用)	○			-	-
空調機 容量の ダウン サイジング	6 空調負荷計算	各負荷を適正に算出し、空調機容量を最適化	●			/	/
	7 高断熱化	屋根断熱（熱貫流率：0.5W/(㎡・K)以下）	●			構造体	C2 空気調和
		外壁断熱（熱貫流率：0.7W/(㎡・K)以下）	●			構造体	C2 空気調和
		床断熱（熱貫流率：0.4W/(㎡・K)以下）	●			構造体	C2 空気調和
		北面：複層ガラス（熱貫流率：3.3W/(㎡・K)以下）	●			構造体	C2 空気調和
		東西南面：Low-E複層ガラス（熱貫流率：2.6W/(㎡・K)以下）	●			構造体	C2 空気調和
	8 日射制御	北面：複層ガラス（日射熱取得率：0.79以下）+ブラインド等	●			ガラス面日射	C2 空気調和
		東西南面：Low-E複層ガラス（日射熱取得率：0.4以下）+ブラインド等	●			ガラス面日射	C2 空気調和
		東西南面：庇、ルーバー等	●			ガラス面日射	C2 空気調和
		窓面積率30%以下	○			ガラス面日射	C2 空気調和
	9 設計条件の最適化	照明負荷：10W/㎡程度（事務室等）	●			室内	C2 空気調和
		機器発熱負荷：20W/㎡程度（事務室等）	●			室内	C2 空気調和
		適切な換気量の設定	/	/	/	室内	C2 空気調和
個別空調かつ天井カセット型の場合は、ダクト余裕係数：1.0		●			外気	C2 空気調和	
10 全熱交換器付換気扇	個別空調の場合は、送風機負荷係数：1.0	●			室内	C2 空気調和	
	空調対象室には全熱交換器付換気扇	●			外気	C2 空気調和	
	自動換気切替機能（中間期バイパス運転）			●	-	-	
	手元リモコン個別操作+集中リモコン遠方管理			●	-	-	
	24H換気設備の不在時弱運転切り替え制御			●	-	-	

- 1 省エネ法の改正等について
- 3) ZEB化設計指針等(静岡県)について

「ZEB化活用マニュアル」 2章 3 ZEB化手法一覧 (2/2)

区分	ZEB化手法	内容	目的区分			→ アウトプット	
			負荷低減	高効率化	制御・他	空調負荷計算	省エネ計算(標準入力)
設備の 高効率化 と制御	11 中央熱源方式 熱源の高効率化	高効率な機種		●		-	C2 空調相
		台数制御		●		-	C2 空調相
		インバータ制御 (回転数制御)		●		-	C2 空調相
		大温度差送水制御 (温度差10°C程度)		●		-	C2 空調相
		高効率モーター (ポンプ容量が小さい場合は除く)		○		-	-
	12 中央熱源方式 空調機の高効率化	変流量制御		○		-	-
		出力0.75kw以上の場合は高効率電動機		●		-	C2 空調相
		風量制御方式は、回転数制御 (インバータ制御)		●		-	C2 空調相
		空調ゾーン毎に変風量ユニット (VAV)		●		-	C2 空調相
		予熱時外気取り入れ停止 (ウォームアップ制御)		●		-	C2 空調相
	13 個別熱源方式 熱源・空調機の高効率化	外気冷房制御		●		-	C2 空調相
		全熱交換器 + 自動換気切替機能		●		外気	-
		ビルマルは効率の高い冷暖切替機種 (冷暖同時供給無)		●		-	C2 空調相
		ビルマルの室外機容量は当該系統ピーク時間の負荷合計値で選定	●			-	C2 空調相
		室外機置場は空調対象室に近い場所に計画	●			-	C2 空調相
	14 換気システムの高効率化	廊下と居室は、室外機を別系統で計画	●			-	C2 空調相
		室内機は天井カセット型	●			-	C2 空調相
		手元リモコン個別操作 + 集中リモコン遠方管理		●		-	-
		出力0.75kw以上の場合は高効率電動機を採用		●		-	C3 機械換気
		出力0.75kw以上の場合は風量調整用インバータ付き		●		-	C3 機械換気
15 CO2濃度による外気量制御	天井換気扇等の小型機器はDCブラシレスモーター		●		-	C3 機械換気	
	熱除去が必要な電気室等は送風量制御 (温度制御)		●		-	C3 機械換気	
	空調機械室には単独の機械換気設備は設けない		○		-	C3 機械換気	
	全熱交換器付換気扇はCO2センサー付き		●		-	-	
	全てLED照明		●		室内	C4 照明	
16 照度条件の最適化	照度は居室：500lx程度 (事務室等)、廊下：100lx程度	●			室内	C4 照明	
	省エネ計算において室指数を入力			●	-	C4 照明	
	入室検知制御			●	-	C4 照明	
	明るさ検知制御			●	-	C4 照明	
	タイムスケジュール制御			●	-	C4 照明	
17 照明システムの制御	初期照度補正機能			●	-	C4 照明	
	照明ゾーニングの工夫			●	-	-	
	必要箇所のみ点灯・調光できる照明計画			●	-	-	
	給湯量：大、日変動湯量：小の場合は、ヒートポンプ給湯機		●		-	C5 給湯	
	洗面等には自動給湯栓	●			-	C5 給湯	
19 給湯システムの高効率化	浴室には節湯シャワーヘッド (節湯B1)	●			-	C5 給湯	
	給湯配管の保温	●			-	C5 給湯	
	VVVF制御方式・ギアレス巻上機		●		-	C6 昇降機	
	かご内照明はLED照明		●		-	-	
	かご内照明・空調の不使用时停止制御		●		-	-	
20 昇降機の高効率化	複数台設置する場合は、夜間・休日の間引き運転制御		●		-	-	
	当該手法の中から1つ以上 (上記15及び18の手法除く。)を採用		●		-	-	
運用時の省エネ	21 運用時省エネ手法 (未評価技術)			●	-	-	
再生可能 エネ導入	22 太陽光発電設備	より多くの太陽光発電設備を計画 建築対応 (架台基礎設置、防水仕様、耐荷重計算) 設備対応 (変電設備への配管、変電設備に逆潮流リレー・予備ブレーカー設置)		●		-	C7太陽光
エネルギー 管理	23 計量の細分化と 自動計量の導入	省エネ計算の設備区分でエネルギー使用量を計測・収集 計測単位は60分単位 運用時評価項目は設計者が施設管理者と協議して計画		●		-	-
	24 設計意図伝達	エネルギー管理に関する管理目標等を定めた資料を作成		●		-	-

1 省エネ法の改正等について
3) 静岡県の取り組みについて

「ZEB化活用マニュアル」 2章 3 ZEB化手法一覧 【設備の高効率化と制御】

設備の 高効率化 と制御	13 個別熱源方式 熱源・空調機の高効率化	ビルマルは効率の高い冷暖切替機種（冷暖同時供給無）		●		-	C2 空気調和
		ビルマルの室外機容量は当該系統ピーク時間の負荷合計値で選定	●			-	C2 空気調和
		室外機置場は空調対象室に近い場所に計画	●			-	C2 空気調和
		廊下と居室は、室外機を別系統で計画	●			-	C2 空気調和
		室内機は天井カセット型		●		-	C2 空気調和
		手元リモコン個別操作+集中リモコン遠方管理			●	-	-
	14 換気システムの高効率化	出力0.75kw以上の場合は高効率電動機を採用		●		-	C3 機械換気
		出力0.75kw以上の場合は風量調整用インバータ付き			●	-	C3 機械換気
		天井換気扇等の小型機器はDCブラシレスモータ		●		-	C3 機械換気
		熱除去が必要な電気室等は送風量制御（温度制御）			●	-	C3 機械換気
		空調機械室には単独の機械換気設備は設けない	○			-	C3 機械換気
	15 CO2濃度による外気量制御	全熱交換器付換気扇はCO2センサー付き			●	-	-
	16 照度条件の最適化	全てLED照明		●		室内	C4 照明
		照度は居室：500lx程度（事務室等）、廊下：100lx程度	●			室内	C4 照明
		省エネ計算において室指数を入力			●	-	C4 照明
	17 照明システムの制御	在室検知制御			●	-	C4 照明
		明るさ検知制御			●	-	C4 照明
		タイムスケジュール制御			●	-	C4 照明
		初期照度補正機能			●	-	C4 照明
	18 照明ゾーニングの工夫	必要箇所のみ点灯・調光できる照明計画			●	-	-

「ZEB化活用マニュアル」 2章 4 省エネ・創エネ効果とコスト

4 省エネ・創エネ効果とコスト

ZEB化シミュレーションの結果として得られたZEB化手法の省エネ・創エネ効果とイニシャルコストの影響を図 2.4-1、2.4-2 に示す。基本設計段階等における、ZEB化による効果やコストの目安とされたい。

なお、ZEB化シミュレーションを行ったモデルは以下のとおり。詳細は4章に記載する。